

別紙1

日本遺産「三国湊」パンフレット デザイン制作及び印刷・製本業務 企画提案コンペティション仕様書

1. 目的

この企画提案コンペティションは、坂井市の主要観光地の一つである「三国湊」が日本遺産に認定されたことを受けて、日本遺産の構成文化財並びに三国湊の観光PRを行うとともに、観光誘客及び町中の回遊を促すために作成する、日本遺産「三国湊」パンフレットのデザイン制作及び印刷・製本業務を行う業者を選定するために実施する。

2. 仕様等

参加者は、次の内容に留意し、企画提案書等の提出を行うこと。

(1) 製作物名

日本遺産「三国湊」パンフレット

(2) 製作部数

10,000部

(3) 仕様

ア) サイズ 仕上りA4判（中綴じ、左開き）

イ) ページ数 12ページ程度（表紙含む）

ウ) 印刷 両面4色カラー印刷

エ) 紙質 指定なし ※パンフレットとして用いることに適している良質のものであること

※企画提案において、上記ア～ウの仕様を基本とするが、この業務の目的、並びに、下記の制作内容の意図を理解し、実践するための創意工夫があり、より大きな観光誘客や町中回遊の効果が期待できると認められる場合はこの限りではない。

(4) 制作内容

（紙面構成・デザインに関すること）

- ①日本遺産「三国湊」について、構成文化財や観光の基本情報等が分かりやすく伝わるような紙面構成、デザインにすること。また、掲載する文化財及び観光スポットについては、**別紙2**の一覧を参考にすること。
- ②読者が「三国湊」に興味を持ち、三国湊への来訪や町中回遊につながるような紙面構成、デザインにすること。
- ③読み方が難しい漢字については、漢字にふりがなを付すこと。
- ④構成文化財や観光に関する基本情報の提供は委託者が行うが、ライティングの作業は受託者にて行うこと。また、その際には、読者に分かりやすい文章にすること。
- ⑤掲載する写真について、**別紙3**にある写真データの提供は可能。その写真の中で、写真所有者に対し使用許可が必要なものは、受託者が必要な手続きを行うこと。また、その他の写真が必要な場合は、受託者にて撮影または委託者と相談して調達を行うこと。
- ⑥観光誘客やパンフレット利用のターゲットは、知的好奇心が旺盛なアクティブシニアと呼ばれる30～50代の女性に設定しているため、その層を意識した紙面構成、デザインにすること。
- ⑦三国湊のエリアマップやアクセスマップ等、地図に関することは受託者で作成し、地図上に構成文化財や観光スポット等のマッピングを行う場合は、委託者に確認をして行うこと。

- ⑧パンフレットには、日本遺産のロゴマークを掲載すること。ロゴマークの使用にあたっては、「使用マニュアル」に準拠すること。

(校正等)

- ⑨校正回数は制限なしとする。

- ⑩校正を受ける際は、基本はデータ（PDF）で提出すること。また、関係機関と確認を行うため、データを分割する等、メールで容易にやり取りできる容量（5MB程度）かつ掲載内容が十分確認できる解像度のデータで提出すること。

3. 契約締結後の業務の内容

(1) 打ち合わせ

契約締結後、速やかに委託内容の確認および構成素案に関する打ち合わせを行うこと。その後も、受託者または委託者が必要と判断した場合は、その都度打ち合わせを行うこととする。

(2) 作成

契約締結後に受託者は速やかにデザイン作成に取り掛かることとし、委託者と協議しながら必要な調整を行うものとする。なお、協議によってデザイン内容は、複数回変更になる場合がある。

(3) スケジュール管理等

受託者が自主的に制作スケジュールを調整し、6. 作成・納品スケジュール（予定）に記した、納品期限は厳守すること。

4. 納品

(1) 納品物

- ①パンフレット 10,000部
- ②パンフレット電子データ（CD-R） 1枚

(2) 納品場所

一般社団法人坂井市観光連盟

住所：福井県坂井市三国町北本町 2-1-20 三国駅舎内

(3) その他

- ①数量を管理しやすい状態で納品すること。なお、開封せずとも中身が把握できるようにするため、包装紙等の側面に「日本遺産「三国湊」パンフレット 〇部」等表示すること。
- ②インク汚れ、乱丁、落丁等がある場合は刷り直すこと。

5. 特記事項

- (1) 本業務により生じた著作権の使用料は、受託者において負担するものとする。

6. 作成・納品スケジュール（予定） ※契約締結後

平成31年1月31日（木）～ 原稿作成、校正作業
3月29日（金） 納品期限、業務完了

7. その他

- (1) 本業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、その他一切の権利（商標・意匠の出願及び登録をする権利等）は、委託者に帰属する。また、イラストおよびデザインにおける著作者人格権についての権利行使は行わないこと。

- (2) 成果物は、委託者が自由に二次使用（印刷物制作、ホームページの掲載等）出来るものとする。
- (3) 本仕様書に明示なき事項、または疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議のうえ、決定する。